

福祉の施設・サービス

1. 高齢者関係

施設・サービス名	施設・サービスの内容
養護老人ホーム	身体上・精神上又は環境上の理由及び経済的理由により、家庭での生活が困難な方が入所する施設です。
特別養護老人ホーム	要介護者に対し、施設介護サービス計画に基づいて、入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う施設です。介護保険施設の一つで、介護保険法上の名称は「介護老人福祉施設」です。
軽費老人ホーム (ケアハウス)	身体機能の低下や家庭環境や住宅事情により、自宅での生活が困難な60歳以上の方が低額で利用できる施設です。
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	日常生活に支障のある高齢者や家族が、介護や家事などの援助を必要としている場合に、訪問介護員(ホームヘルパー)がその家庭に訪問して、介護や食事等の生活全般の援助を行います。
訪問入浴介護	スタッフが訪問入浴車で自宅を訪問し、要介護者の入浴の援助を行います。
訪問看護	看護師等が治療の必要な要介護者の家庭を訪問し、療養上の世話または必要な診療補助を行います。
通所介護(デイサービス)	居宅で生活している要介護者・要支援者に、入浴及び食事の提供、その他日常生活上の世話、機能訓練を行う通所施設です。
通所リハビリテーション (デイ・ケア)	理学療法士や作業療法士が心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために必要な機能訓練などを行う通所施設です。
短期入所生活介護 (ショートステイ)	要介護者・要支援者の介護をしている家族が介護に疲れた時や、冠婚葬祭、家族の病気等で介護ができないときに、高齢者が短期間滞在してケアを受ける施設です。
小規模多機能型居宅介護	介護保険法に基づく地域密着型サービスの一つで、「訪問」・「通所」・「宿泊」を組み合わせて提供するサービスです。通所を基本にしていますが、必要に応じて馴染みの職員が自宅を訪問したり、宿泊することができます。
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	要介護状態で、認知症のある方に対し、共同生活を営む住居において、日常生活上の援助及び機能訓練を行い、その能力に応じ自立した生活を営むことができるように援助する施設です。
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	要介護者に対し、施設介護サービス計画に基づいて、入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う施設です。介護保険施設の一つで、老人福祉法上の名称は「特別養護老人ホーム」です。

福祉の施設・サービス

1. 高齢者関係

施設・サービス名	施設・サービスの内容
養護老人ホーム	身体上・精神上又は環境上の理由及び経済的理由により、家庭での生活が困難な方が入所する施設です。
特別養護老人ホーム	要介護者に対し、施設介護サービス計画に基づいて、入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う施設です。介護保険施設の一つで、介護保険法上の名称は「介護老人福祉施設」です。
軽費老人ホーム (ケアハウス)	身体機能の低下や家庭環境や住宅事情により、自宅での生活が困難な60歳以上の方が低額で利用できる施設です。
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	日常生活に支障のある高齢者や家族が、介護や家事などの援助を必要としている場合に、訪問介護員(ホームヘルパー)がその家庭に訪問して、介護や食事等の生活全般の援助を行います。
訪問入浴介護	スタッフが訪問入浴車で自宅を訪問し、要介護者の入浴の援助を行います。
訪問看護	看護師等が治療の必要な要介護者の家庭を訪問し、療養上の世話または必要な診療補助を行います。
通所介護(デイサービス)	居宅で生活している要介護者・要支援者に、入浴及び食事の提供、その他日常生活上の世話、機能訓練を行う通所施設です。
通所リハビリテーション (デイ・ケア)	理学療法士や作業療法士が心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために必要な機能訓練などを行う通所施設です。
短期入所生活介護 (ショートステイ)	要介護者・要支援者の介護をしている家族が介護に疲れた時や、冠婚葬祭、家族の病気等で介護ができないときに、高齢者が短期間滞在してケアを受ける施設です。
小規模多機能型居宅介護	介護保険法に基づく地域密着型サービスの一つで、「訪問」・「通所」・「宿泊」を組み合わせて提供するサービスです。通所を基本にしていますが、必要に応じて馴染みの職員が自宅を訪問したり、宿泊することができます。
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	要介護状態で、認知症のある方に対し、共同生活を営む住居において、日常生活上の援助及び機能訓練を行い、その能力に応じ自立した生活を営むことができるように援助する施設です。
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	要介護者に対し、施設介護サービス計画に基づいて、入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う施設です。介護保険施設の一つで、老人福祉法上の名称は「特別養護老人ホーム」です。

介護老人保健施設	介護保険施設の一つで、要介護者で入院の必要はないものの、医学的管理を必要とする高齢者が一定期間入所して、介護及び機能回復訓練等のサービスを受ける施設です。
介護医療院	介護保険施設の一つで、長期にわたり療養が必要な要介護高齢者に対し、施設サービス計画に基づいて療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行う施設です。
介護療養型医療施設	介護保険施設の一つで、病院での急性期治療を終えて状態は安定しているものの長期にわたって療養が必要と判断された人のために、療養上の管理・看護、医学的な管理に基づく介護や、機能訓練等のサービスを行う施設です。
居宅介護支援	要介護者の心身の状況、意向等を踏まえ、必要なサービスが利用できるように、居宅サービス計画(ケアプラン)を作成し、これが確実に提供されるよう介護サービス提供機関との連絡調整などを行います。
地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で自立的に健やかな生活を送ることができるよう各地に設けられ、支援を行っています。総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援を行う包括的支援事業や、要支援者に対して介護予防支援を行います。主任介護支援専門員・社会福祉士・保健師が配置されており、それぞれの専門性を活かし、互いに連携を取りつつ「チーム」として総合的に高齢者を支えます。
特定施設入所者生活介護	特定施設に(*)に入居している要介護者に、介護サービス計画に基づき、入浴・排せつ、食事等の介護やその他日常生活の世話、機能訓練、療養上の世話をを行います。*特定施設:介護付有料老人ホーム、その他厚生労働省令で定める施設
有料老人ホーム	老人福祉法に基づき、高齢者の心身の健康保持及び生活の安定のため、高齢者を入居させ、食事の提供、介護(入浴・排せつ・食事)の提供、洗濯・掃除等の家事の供与、健康管理のいずれかのサービスを提供する施設です。※有料老人ホームには、特定施設入所者生活介護の指定を受けた「介護付有料老人ホーム」と指定を受けない「住宅型有料老人ホーム」があります。
サービス付き 高齢者向け住宅	高齢者住まい法に基づき、住宅の設計や構造のバリアフリー等の基準を満たし、高齢者の状況把握サービスと生活相談サービスを提供する高齢者向けの賃貸住宅等の登録住宅です。

2. 障がい者関係

サービス名	施設・サービスの内容	訪問系	介護給付
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。	訪問系	介護給付
重度訪問介護	重度の肢体不自由者等で、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴・排せつ・食事の介助・外出時の移動支援などを総合的に行います。		
同行援護	視覚障がい者に対し、移動時及び外出先で必要な情報の提供や支援(代筆等)を行います。		
行動援護	知的障がい・精神障がいにより行動上著しい困難があり、常時介護が必要な人に、危険を回避するために必要な支援・外出支援を行います。		
重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。		

サービス名	施設・サービスの内容		給付	
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護をする人が病気の場合などに、短期間、障害者支援施設等で入浴・排せつ・食事等の介護サービスを行います。	日中活動系	介護給付	
療養介護	長期入院による医療的ケアと常時介護を必要とする人に、医療機関で、機能訓練・療養用の管理・看護・介護及び日常生活上のサービスを提供します。			
生活介護	常時介護等の支援が必要な人に、昼間に入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。			
施設入所支援	夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。	施設系		
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。	居住支援系		
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。			
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練等を提供します。	訓練系・就労系		訓練等給付
就労移行支援	一般就労を希望する人に、一定期間、生産活動等を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために、必要な訓練等を行います。			
就労継続支援 (A型・B型)	一般就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。			
就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。			
福祉ホーム	住居を必要としている人に、低額な料金で居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。			
地域活動支援センター	創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流促進を行います。	地域生活支援事業		

* 従来の共同生活介護(ケアホーム)は、平成26年4月から共同生活援助(グループホーム)と一元化されました。

3. 児童関係

施設・サービス名	施設・サービスの内容
乳児院	保護者がいない、あるいは保護者の事情で家庭での養育ができない乳児(おおむね2歳未満)を受け入れて養育を行います。
児童養護施設・自立援助ホーム	親の離婚や病気、または不適切な養育を受けているなどの事情により、家庭で生活することが困難な児童(2歳～18歳)を養護する施設です。自立援助ホームでは、児童養護施設等を退所したり、様々な事情で家庭で生活することができない青少年(15歳～20歳)を対象として、生活の場を提供し、自立に向けた相談・援助を行います。
児童自立支援施設	不良行為をしたり、またはするおそれのある子どもや家庭環境その他の理由により生活指導を要する子どもを入所または通所させて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援します。
保育所	保護者の仕事・病気などで日中の保育ができない場合、認定を受けた就学前の子どもを保育する施設です。
認定こども園	教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。地域の実情や保護者のニーズに応じて選択が可能となるよう「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」など多様なタイプがあります。
放課後児童クラブ	保護者が昼間家庭にいない児童(小学生)が、放課後や長期休暇時に小学校の余裕教室や専門施設などで過ごすことができる取組みです。
児童館	児童に遊びを与えて、その健康を増進し、情操豊かにするための児童厚生施設です。
障害児入所施設	障害の特性に応じて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設です。「福祉型」と、「医療型」があります。
児童発達支援センター	地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設です。「福祉型」と、「医療型」があります。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。

4. その他の福祉関係施設等

施設・サービス名	施設・サービスの内容
母子生活支援施設	配偶者のいない女子やこれに準ずる事情にある女子とその人が養育すべき児童(18歳未満)と一緒に利用する施設です。状況に応じて相談等、自立に向けての生活支援を行います。
救護施設(生活保護)	心身に障害があり、日常生活を営むことが困難な場合に入所する施設で、生活の援助・自立のための支援を行います。
社会福祉協議会	地域福祉活動の中核となる民間団体で、地域福祉計画の立案や調査、研究、広報を行います。生活や福祉に関する相談も行き、地域福祉の推進に努めています。